

資料

西ドイツにおける法学教育

ゲルハルト・リース

平野敏彦訳

一

西ドイツにおいて法律の定めによる一定の法学教育が必要とされている職業は、職業裁判官、検察官、弁護士、公証人及び司法補助官 (Rechtsbegeher) である。

職業裁判官、検察官、弁護士及び公証人については、ドイツ裁判官法第五条から第七条による裁判官職につき資格を与える教育が必要である。

これに対して、司法補助官職は、裁判官職につく資格を前提としておらず、(総合大学ではなく) 専門単科大学 (Fachhochschule) での三年間のいわゆる「予備実務研修 (Vorbereitungsdienst)」だけを前提としており、その研修は司法補助官試験により修了する (司法補助官法第二条第一項第三段)。司法補助官の職務は、特に非訟事件 (たとえば、後見事務、遺言事務、社团登記簿、商業登記簿) の領域や土地登記、破産手続の領域のような比

較的単純な裁判官の活動を包括している。司法補助官の職務は西ドイツの司法実務において重要な役割を果たしているが、本稿においては、裁判官職につき資格に関する教育だけを詳細に述べることにする。

二

連邦法は裁判官職のための諸前提を大枠において規制しているにすぎず、重要な部分は州法に委ねられている。

ドイツ裁判官法第五条から第七条によると、法学教育は一段階方式 (einstufig) と二段階方式 (zweistufig) の二種類の教育方式に分けられる。

二段階方式教育は、三年半以上の総合大学での純粹の勉学部分 (だが、一九八四年には、事実上の平均的勉学期間は五年半である) と二年半以上の法律関係の機関 (民事裁判所、刑事裁判所、行政官庁、弁護士事務所等) での実務部分 (予備実務修習 (Vorbereitungsdienst))、レフェレンダール修習とも呼ばれる) とに分けられる。勉学部分は第一次法律職国家試験 (レフェレンダール試験) によって修了する。実務部分は第二次法律職国家試験 (アゼンソール試験) によって修了する。

一段階方式教育は、勉学部分と実務部分を五年半以上の勉学期間に統合している。この場合、第一次国家試験の代わりに、中間試験 (Zwischensprüfung) が行なわれるか、教育課程の中で成績のチェック (ausbildungsbegleitende Leistungskontrolle) が

料なされるかのいずれかであり、第二次国家試験と同じ規模の最終試験 (Schlußprüfung) によって、教育は終えられる。

実際には、二段階方式教育を実施している法学部の方が多い。元来、法学部はそれぞれ一段階方式か二段階方式かのいずれかで教育を行ってきたが、一段階方式教育はいわゆる実験期間に限られるという限時的なものであり、一九八四年九月一五日までに開始した場合のみ採用することができた。この意味することは、一段階方式を採用する学部は徐々に二段階方式に転換しなければならぬ、すなわち、その学部は一段階方式教育の終了までは、一段階方式教育と二段階方式教育を並行して提供しなければならぬということである。

ドイツ裁判官法は、すべての試験条件がすべての州と教育方式において統一であることを要求している (ドイツ裁判官法第五b条第一項第四段、第五d条第一項第一段)。そのために連邦司法省は、一九八一年に、すべての試験において適用されるべき「第一次及び第二次法律職国家試験のための評定・点数基準に関する省令 (Verordnung über eine Noten- und Punkteskala für die erste und zweite juristische Prüfung)」を公布した。この基準によると、点数は〇点から一八点までとされ、試験合格のための最低点は四点である (詳細については、付録を参照せよ)。大学での勉学に関する細目と試験の実施要領は、この一般の規定に基づいて各州が定めることになっている。

以下において、大学での教育と実務教育について、バイエル

ン州において実施されている二段階方式教育を対象を限定して叙述することにする。

三

大学での勉学は、高校卒業兼大学入学資格認定書 (Nachweis der Hochschulreife) を前提とする。これは通常、基礎学校 (四年間) とギムナジウム又はそれに準ずる学校 (九年間) での合計一三年間の教育に基づいて取得される。その際、少なくとも二つの外国語が学ばねばならない。

大学を自由に選ぶことはできず、西ドイツ全体に対する中央選抜制度に委ねられる。勉学地に対する個人的望みが考慮されるのは、両親の家の所在地と勉学地との結びつきを理由にする場合に限られる。高校卒業兼大学入学資格試験 (Abitur) の成績は、大学法学部の入学許可については何の意味ももたない。大学の入学試験に類するものは存在しない。すなわち、前述の認定書さえ取得していれば、どこかの大学法学部で法律学の勉学を始めることができるのである。

レフエレンダール試験の受験は、規定通りの勉学認定書を揃えることが前提である。この認定書は、いわゆる必修科目といわゆる選択科目群の講義の聴講登録、及び他の法律科目以外の分野 (一般教養科目) から一ゼメスターにわたり週一コマ (Semesterwochenstunde) 行なわれる講義合計八コマ分の聴講登録により取得される。実際に講義に出席しているかどうかはチェツ

クされないもので、この認定書は純粹に形式的なものである。

それに加えて、民法、刑法、公法の分野の成績認定書が、演習合格証明書 (Übungsschein) の形式において取得されねばならない。また、法の歴史的、哲学的、社会科学的基础や法適用方法論を個別テーマに即し具体例を通じて (exemplarisch) 取り扱うゼミナール (Seminar) (基礎ゼミナール) の一つに出席し、合格しなければならぬ。最後になお、国民経済学と財政学の試験に合格することが必要である。

この勉学期間中の成績認定書は、通常、取得するのにさほど困難はない。なぜならば、試験の際の監督がたいはいはそれほど厳正ではなく、許されない補助手段が利用されるからである。学生たちが、試験の解答を先輩の学生やレフェレンダールに書いてもらうことも稀ではない。このことは特に、厳格な監督のためにこの種のごまかしが全く通用しないレフェレンダール試験の不合格率 (通常だいたい三〇%) の高さの説明になろう。勉学期間中に、このほか、区裁判所と行政官庁でのそれぞれ三週間にわたる休暇中実務研修 (Ereignispraxis) を行なわねばならない。ただし、ここでの試験は実施されない。

大学における必修科目の授業の一例として、ミュンヘン大学での民法の授業を見ておこう。

総則、債務法、動産法	週七コマの講義が一ゼメスター
物権法	週四コマの講義が一ゼメスター
家族法	週三コマの講義が一ゼメスター

相続法 週三コマの講義が一ゼメスター

これに、主として、損害賠償法、不当利得法、不動産法についてのたいていは週二コマの一連の特別講義 (Vertiefungsveranstaltungen) が付け加わる。さらに、上級の学生のための週二コマの民法演習 (Übung) 一つが義務づけられており、ここで前述の成績認定書が取得される。

外国の大学における勉学は、一年半まで勉学期間に算入することが可能である。

四

レフェレンダール試験とアセソール試験は、各州の司法省が組織運営する国家試験である。

バイエルン州においては、試験は監督付筆記試験と口述試験から成るが、他の若干の州では、訴訟文書の処理を対象とする在宅試験 (Hausarbeit) をも試験の一部にしている場合もある。

バイエルン州のレフェレンダール試験は、解答時間五時間の監督付筆記試験八問と受験者一名あたり合計一時間の口述試験から成る。

監督付筆記試験は次のように分かれている。

- (1) 民法の領域から四問。手続法、商法・会社法、労働法を含む。
- (2) 刑法の領域から一問。刑事手続法を含む。
- (3) 国法、行政法の領域から二問。行政裁判手続を含む。

(4) 受験者が選択した以下の選択科目群から一問。

① 法史、法哲学・法社会学(①に限り、受験者は法史の領域からの一問と法哲学・法社会学の領域からの一問のいずれかを
選択できる)

② 非訟事件手続(手続原則、後見事務、遺言事務、土地登記簿事務、破産処理法、国際私法)

③ 行刑法、少年法、刑事学

④ 行政学、行政特別法(公務員法、国土整備法、土地計画法、建設法、交通法、経済行政法)

⑤ 一般国家学、国際法、ヨーロッパ法

⑥ 商法・会社法、競争法、カルテル法、手形法概要、貸借対照表学概要、税法概要

⑦ 共同決定法、経営体規則法、職員代表法、社会保険法
概要

試験問題案の大半は大学教師が作成し、一部を実務法曹(裁判官、検察官、行政法曹)が作成するのが通例であるが、いずれの場合も、各州の司法省がその問題案を審査し、自己の責任において問題を確定する。

必修科目では事例の解決という出題形式が決まりになっているが、選択科目ではたいていは理論的テーマについての論述が出題される(これについては、付録を参照せよ)。

解答はその都度二名の採点者によって採点されるが、その際、第二の採点者は第一の採点者の採点結果を知っている。採

点者のうち一名は大学教師で、一名は実務法曹と定められているが、例外はかなりしばしばある。

口述試験は、筆記試験において平均点が三・六〇点以上で、かつ、三・五〇点に達しないのが四問以下である者に対してのみ、実施される。口述試験委員会は通常、大学教師二名と実務法曹二名とから編成される。民法、刑法、公法、選択科目が同じウエイトで試験される。

この四つの分野の点数は、それぞれ筆記試験の一問に相当するものとして計算され、筆記試験と口述試験の総合計点を一二で割った点数が四・〇〇点以上の者が、試験に合格する。不合格者はさらに一ゼメスターの勉学の後にもう一度だけ受験することができ、その時に再び不合格になれば、それ以後の受験は、改めて勉学をやり直した後でも、もはや許可されない。

五

レフェレンダール試験の合格者は、レフェレンダール実務修習の受け入れを要求する権利をもつ。レフェレンダールは、任命を撤回し得る地位にある公務員(Beamtler auf Widerruf)として修習を行ないながら、アセソール試験の準備をしなければならぬ。この期間中、彼は生活費をまかない得る程度の給与の支給を受ける。

実務教育は、裁判所(二年)、行政官庁(一〇か月)、自己の選択した公的機関(三か月)、弁護士事務所(五か月)で行なわれ

る。この期間中、彼はその時々々の修習先とは別に、様々な教育コースにおいて、実務法曹から教育を受け、そこでアセソール試験のやり方についての心構えをする(主として、その教育コースで実施される答案練習会(Arbeitsgemeinschaft)での自らの答案の順位と評定を通じて)。

アセソール試験の実施には実務法曹だけが関与するが、最終的責任は、レフェンダール試験と同様、各州の司法省である。

アセソール試験も、前回同様、筆記試験と口述試験から成る。解答時間が各五時間の以下のような筆記試験が全部で二二問、監督付で行なわれる。

(1) 民法からの重点問題が五問。これには商法・会社法、労働法、手続法が含まれるが、そのうち一問には必ず労働法が含まれねばならない。

(2) 刑法からの重点問題が二問。これには刑事手続法と行刑法が含まれる。

(3) 国法・行政法からの重点問題が四問。これには手続法と税法が含まれるが、そのうち一問には必ず税法が含まれねばならない。

(4) 受験者が選択した以下の選択科目群からの重点問題が一問。

① 司法(追加的試験題材は以下の通り)

(a) 国際私法概要

(b) 土地登記簿事務・後見事務・遺言事務における非訟事件手続法

(c) 少年法(ただし、概要に限定されない)

② 行政(追加的試験題材は以下の通り)

(a) 行政学から以下の分野の概要——行政組織、国家行為の計画・決定及び財政的予算的基礎

(b) 経済行政法概要

(c) 社会扶助法(ただし、概要に限定されない)

③ 経済・財政制度(追加的試験題材は以下の通り)

(a) 手形法・小切手法

(b) 取引税法概要

(c) 経済行政法概要

④ 労働法・社会法(追加的試験題材は以下の通り)

(a) 経営体規則法・共同決定法概要

(b) 労働裁判所手続

(c) 社会保険法・社会裁判所手続概要

アセソール試験は、広範にレフェンダール試験の規則に従って実施される。しかし、口述試験の比重は、レフェンダール試験(二二分の四)よりも小さい(二六分の四)。さらに、レフェンダール試験では法律条文集の使用だけが許可されるのに対して、アセソール試験では、試験委員会が許可したものであれば、大部のコンメンタールの使用も認められている。

不合格率は通常およそ一二%で、レフェンダール試験の不

料 合格率よりもはるかに低い。勉学の開始からアセソール試験合格までの法学教育の期間は、現在、平均しておよそ九年間になる。

六

法律学の大学教師は通常少なくともレフエレンダール試験に合格していなければならないが、現在実際には、全員がアセソール試験もすませている。そのうえ、大学教師としての経歴のためには、特に優秀な学位論文と教授資格取得論文が必要である。どちらもそれぞれ一つの学問的テーマについての単行論文であるが、その締めくくりは口述試験である（教授資格取得論文の場合は、学部構成員の前で講義を行ない、その後討論が続くという形式がとられる）。

実務法曹としての経歴にとつて、学位論文や教授資格取得論文は何の意義もたない。しかし、学問と実務の間の交流はよく行なわれる。実務家が（裁判官等の職務と並んで）講師（Dozent, Beaufragter）や嘱託教授（Honorarprofessor）になったり、大学教授が、普通は大学教師としての職務を継続したままで、一連の事件において高等裁判所や最高裁判所の裁判官に任命されることも多い。だが、教授活動と弁護士活動を同時に行なうことはできない。

七

最近、法律学の勉学を志す学生が増加している。一九七〇／七一年において、西ドイツにおける大学法学部への入学者は七三七五名であった。しかし、一九八二／八三年においては、一五九一九名とほぼ倍増している。統計的に見れば、入学者のうち二回の試験に合格する者は平均して約五五％である。すなわち、アセソールになるのは、平均すれば入学者二人のうち一人だけである。この率が最近ではほぼ一定を保っているので、入学者の増加はそのままアセソールの増加に対応する。

そのため、西ドイツの法律家のおかれている実情は、ますますアセソールの供給過剰といった態を呈している。たとえば、一九八五年のバイエルン州において、裁判官又は検察官という司法職につくためには、アセソール試験の平均点がだいたい九点以上であることが必要であるが、統計によると、これに該当するのは合格者の二割程度にすぎない。したがって、アセソール試験の合格者の八割が、裁判官又は検察官としての職業をあてにできない。そこで、試験の合格だけが前提されており、試験の成績が特別にすぐれていることは前提されていない弁護士職業にのみとどまる者が、合格者の約五割を占める。おまけに、憲法上の理由（基本法第一二条の職業選択の自由）から弁護士数の制限ができないので、弁護士の数は不断に増加することになる。その結果、西ドイツにおいて一九七七年には三一六五名、一九八二年には三九〇七五名の弁護士が存在した。したが

つて、人口(約六千万人)と弁護士数との関係は、一九八二年には人口一五三六六人に対して弁護士一人の割合である(これに比べて、一九八五年の日本では、人口九二六九人に対して弁護士二人の割合である)。

こういう状況のため、弁護士業では競争がますます激しくなっており、重大な社会問題も生じている。たとえば、一九八一年九月に西ドイツで、アセソール試験の合格者のうち二五七三名の法律家が職に就けないという事態が生じた。つまり、この時期の総計およそ一〇万人の完全法律家のうち、約一・六%が失業中であつた。この状況は現在も悪化の一途をたどっていると言つてよからう。

付 録

(1) 一九八二年第二回 第一次法律職国家試験

第三問 (解答時間 五時間)

アントン・アブラーは経済的に困窮していた。彼は、学生時代の友人で現在成功し裕福な児童書作家であるベルント・ブレイマーに二万マルクの借金を頼んだ。ベルント・ブレイマーは一九七〇年二月三一日に金を手渡し、若干傷のある一九世紀の油絵一点(二万マルクの価値)、純金製のカフスポタン一組(千マルクの価値)、金の延べ棒一本(八千マルクの価値)を担保として受け取った。アントン・アブラーは、これらの品物が自分のものであるとベルント・ブレイマーに確言し、ベルント・ブレイ

マーはアントン・アブラーの言葉を信じた。なぜなら、ベルント・ブレイマーは、アントン・アブラーの家族がこの種の価値のあるものを数多く所有していることを学生時代のつきあいから知っていたからである。アントン・アブラーが一九七一年二月三一日までに借りた金を返さなければ、ベルント・ブレイマーが担保物の所有権者になる、という合意がなされた。

アントン・アブラーは借金を返さなかつた。したがつて、ベルント・ブレイマーは一九七二年一月一日にこれらの品物の所有権者となつた。彼は一九七二年四月三〇日に油絵を修復させ、宝石商ヤコブに、カフスポタンを美術的に価値のある形の指輪に、金の延べ棒を腕輪に改造させた。それによつて、油絵の価値は一万一千マルクになり、指輪は二千五百マルク、腕輪は一万六千マルクの価値をもつようになった。彼はこれらを三つとも、彼の姪クリスティーネの結婚のプレゼントにしようと考えていた。

一九七二年六月三〇日にベルント・ブレイマーは、金の延べ棒はアントン・アブラーがディーター・ドーザーの家から盗んだ物であつたという話を聞いた。ベルント・ブレイマーの友人で弁護士のラルフ・リーゼは彼に、それが事実なら彼はディーター・ドーザーに補償する義務があると言つた。ベルント・ブレイマーは、油絵とカフスポタンの出所についてはそれ以上気にかけなかつた。だが、これらの物はアントン・アブラーがエレンスト・エグララーの家から盗んだ物であつたが、ベルント・

料
プレーマーはこれについては何も知らなかった。ベルント・プレーマーは、油絵、指輪、腕輪を一九七二年七月三一日に彼の姪クリステイーネの結婚プレゼントに贈ったが、これらの出所については何も言わなかった。

翌年、ベルント・プレーマーは賭博に夢中になり、経済的に破滅した。彼がついに犯罪を犯した時、警察の捜査によって、アントン・アブラーが油絵とカフスボタンを盗んだことも明るみに出た。クリステイーネ、ディーター・ドーザー、エルンスト・エグラーは、一九八二年八月一日にこの事態を知った。

解答者への指示

鑑定書において、ディーター・ドーザーとエルンスト・エグラーが、ベルント・プレーマーとクリステイーネに対してどのような請求権を有するかを検討せよ。この場合、ベルント・プレーマーの支払無能力を前提とすること。

(2) 一九八三年第一回 第一次法律職国家試験

第八問 選択科目群 一 (解答時間 五時間)

受験者は、以下のテーマのうち一つを選択し、論述(小論文)の対象とせよ。その際、解答者はテーマAⅡ法史とテーマBⅡ法哲学・法社会学のいずれかを選択できるが、受験者が答案を提出できるのは、一つのテーマの論述に限られる。解答用紙の第一行目に選択したテーマを次のように記載すること。

「選択科目群 一—テーマ……」

このテーマの解答だけが有効とみなされ、他のテーマを解答しても考慮されない。

テーマAⅡ法史 (略)

テーマBⅡ法哲学・法社会学

カントの『人倫の形而上学』における法の定義は、「自由の普遍的法則に従って、ある人の意思と他人の意思とを調和させることのできるための諸条件の総体」である。また、カントが、人間がだれでも自分が人間であるが故にもっている唯一の生得的権利として挙げているものは、「自由(他人の強要的意思からの独立性)、ただし、この自由が、普遍的法則に従って、いっさいの他人の自由と共存できる限りにおいてである」である。

カントはこの「法の理性概念」でもって一つの正義の原理をうちたてているが、この原理は今日もお、法哲学的議論において強い影響力をもっている。

たとえば、O・ヘッフエは以下のように述べている。

「厳密に普遍的な、つまり万人に対して同じ原則に従って、自由を相互的に制限しかつ確保するという正義原理によって、公的な強制法の……人倫性(理性性)の判定のための究極の基準、つまり最高の規範的批判的原理が示されている。」(『倫理と政

治』一九七九年、四一五頁)

また、G・ガイフマンも以下のように述べている。

「外的行為が正義にならなっているのは……それが自由の一般的法則に従っていつさいの人の外的自由と一致する場合である。」

(『倫理と支配秩序』一九七四年、六三頁)

もちろん、この正義原理に対する批判的見解もあり、特に次のような非難がなされている。

「この原理は、正義にならなかつた法秩序を法治国家的要素の面だけに結びつけ、すべての社会国家的要求のトーンを下げるものである。このことは特に経済秩序や所有権秩序の領域ではっきり見てとれるのである。」

テーマBの解答者への指示

一 この非難をどのように説明できるか。

二 この非難を反駁するとすれば、どのような反駁ができるか。

三 社会国家的要求、たとえば所有権の社会的拘束の要求を考慮するように、この法原理を(精密化、ないしは発展させて)再定式化することができるか。

四 そのような「再定式化」にもかかわらず、この原理が核心的部分において維持されるべきだとすれば、どのような限界に注意すればよいか。社会国家原理から導き出される刑事司法の原則として、(a)再社会化構想と(b)刑事手続における

る裁判上の扶助義務の二つの原則があるが、この二つの原則は上述の正義原理からも「導き出す」ことができるか。諸君の考えを述べよ。

(3) 第一次及び第二次法律職国家試験のための評定・点数基準に関する省令 第一条

第一次及び第二次試験における個々の成績は、以下の評定と点数により判定する。

秀 (sehr gut) 特にすぐれた成績 一六～一八点

優 (gut) 平均的要求をかなり上回る成績 一三～一五点

良 (vollbefriedigend) 平均的要求を上回る成績 一〇～一二点

可 (befriedigend) いっさいの点で平均的要求に相当する成績 七～九点

可の下 (ausreichend) 不十分な点はあるが、それでもなお平均的要求に相当する成績 四～六

不可 (mangelhaft) 点 不十分な点かなりあり、全体的に

不可の下 (ungenügend) 三點 不適合な (unbrauchbar) 成績 一～

完全に不適合な成績 〇点

広島大学大学院法学研究科では、昭和六〇年五月一三日から一七日まで五日間にわたって、ミュンヘン大学教授ゲルハルト・リース博士 (Prof. Dr. Gerhard Ries) (当時、京都大学法学部招聘教授として滞日中であつた) を本年度のドイツ法担当の講師として招き、授業していただいた。内容は、西ドイツの法制度・裁判制度・法学教育制度の概説、民法をめぐる個別問題 (約款論と不法行為論) であつたが、特に教授は古代バビロニアの楔形文字法研究の世界有数の権威でもあられるので、最終日には楔形文字法の入門的講義をしていただいた。本稿は、その際の法学教育制度についての原稿に加筆していただいたものを訳出したものである。

大学における法学教育は、各国における歴史的社会的状況と背景に発展してきたものであり、それぞれ独自の制度として現在に至っている。したがって、諸外国の制度を、日本に引き移せばよいかのような議論は厳に慎むべきであらうし、また実際にはそもそも無理なのであるが、諸外国の事情を知ることが議論の進展のために不可欠であらう。今回訳出した資料は、本文中でも断わられているように、西ドイツバイエルン州における二段階方式の法学教育の紹介を意図したものである。これは、本稿がミュンヘン大学の学生及び教師としてのリース教授御自身の経験に基づいて書き下ろされたという事情によるためだが、ミュンヘン大学法学部が入学者定員九六〇名にも及ぶ西下

イツ最大の法学部であるという点を考慮すれば、西ドイツの法学教育の典型として見ることもできよう (なお、各州の法学教育・試験制度を比較については Manfred Braun, *Juristen Ausbildung in Deutschland*, Berlin-New York: de Gruyter, 1980 参照せよ)。

次に、本稿で用いた二、三の訳語について付言しておきたい。本稿では、従来「司法試験」と訳されることの多かった *Juristische Staatsprüfung* を「法律職国家試験」と訳し、*Referendar* と *Assessor* をそれぞれ「レフェレンダール」と「アセンソール」と表記し、「司法修習生」と「判事補」又は「司法官試験」という訳語をあえて採用しなかった。バイエルン州の「法律職教育・試験法 (*Ausbildungs- und Prüfungsordnung für Juristen in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. Dezember 1982*)」によると、「第一次法律職国家試験は、バイエルン州公務員法の意味における大学卒業試験兼公務員採用試験 (*Hochschulabschlussprüfung und Einstellungsprüfung*)」(同法第四条第一段) であり、「第二次法律職国家試験は、バイエルン州公務員法の意味における修習修了試験兼公務員任用試験 (*Abschlussprüfung und Anstellungsprüfung*)」(第四三条第一項) であり、いずれの試験も、裁判官職と行政官である上級公務員職につき資格を得るための統一試験だと定められている (第一條)。したがって、司法関係者のみを想起させるような狭い意味をもつ訳語を避けたいという配慮から、あえて前述の訳語を採用したわけである。*Juristen Ausbildung* を「法曹養成」ではなく、「法学

教育」と訳したのも、同様の理由からである。

大法学部が専門法曹だけでなく、行政官である上級公務員に対しても人材の供給源になっているという事実は、その現象面だけを捉えれば、西ドイツも日本も、一見したところ変わりがなくように見える。しかし、西ドイツの場合は、行政官も二度の国家試験に合格した完全法律家、つまりアゼンソールAssessorであるという点に、ドイツの伝統的な法科主義の精髓があるのであり、この点こそ、明治期にドイツから法制度、学問制度を継受したにもかかわらず、結局は日本に根づかなかった部分なのである。この相違点は、両国の法学教育を比較する際に看過してはならない最大のポイントである。

わが国における大学法学部の法学教育改革論議が錯綜し混乱している最大の原因は、「法学教育の目的は何か」ということについて、専門法律家の養成を第一目的とすることでコンセンサスを得るのが困難であるという点に存する（これについて、松浦馨「学部における法学教育の目的について」上・下『判例時報』一〇六二、一〇六三号（一九八四年）、参照）。我々日本で法学教育にたずさわる者にとって、何よりもまず、日本の実情を的確に把握することが課題であるが（その一つの試みが拙稿「実社会と法学教育」——その問題と展望『判例時報』一一一八号（一九八四年）である）、日本の実情を「特殊性」とみなすかどうかはともかく、外国の実情と比較することによって初めて、その作業が可能になる。本訳稿がそのための参考になれば幸いである。

なお、ドイツの法学教育については、従来も様々な形で紹介されているが、その中でも特に、ミハエル・ハウスナー（西村重雄・滝澤栄治訳）「ドイツの法学教育——ミュンヘン大学法学部におけるクラウズール（設例問題）の実際」『法政研究』五一巻二号（一九八五年）は、本稿と同じくミュンヘン大学を対象としたものであり、本稿と相補う形で読まれるならば、より具体的なドイツの法学教育の実態をつかむことができると思われる。

（平野敏彦）